幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行条例	改正条例
○幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例 (平成4年9月28日条例第29号)	〇幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例 (平成4年9月28日条例第29号)
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略
第5条 略 2 前項の元利均等年賦支払においては、次に掲げる方法により支払わせるものとする。 (1) 農業用用排水施設の新設、変更(総合農地開発事業及び総合農業用用排水事業の農業用用排水施設の新設、変更を含む。)の事業及び災害復旧事業に係るものにあっては、支払期間(据置期間を含む。)を17年、据置期間を2年、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法 (2) 農地開発事業(総合農業用用排水事業の農地開発を含む。)、草地開発事業及び農地再編パイロット事業に係るものにあっては、支払期間(据置期間を含む。)を15年、据置期間を3年、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法 (3) 総合農地開発事業の区画整理に係るものにあっては、支払期間を15年、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法 3~5 略 第6条 略	第5条 略 2 前項の元利均等年賦支払においては、次に掲げる方法により支払わせるものとする。 (1) 農業用用排水施設の新設、変更(総合農地開発事業及び総合農業用用排水事業の農業用用排水施設の新設、変更を含む。)の事業及び災害復旧事業に係るものにあっては、支払期間(据置期間を含む。)を17年、据置期間を2年、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法 (2) 農地開発事業(総合農業用用排水事業の農地開発を含む。)、草地開発事業及び農地再編パイロット事業に係るものにあっては、支払期間(据置期間を含む。)を15年、据置期間を3年、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法 (3) 総合農地開発事業の区画整理に係るものにあっては、支払期間を15年、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法 3~5 略 第6条 略